



## 監督署の窓

### 長時間労働の 時間の認定

今回は、脳疾患で死亡された方の労働者災害補償保険への請求に關してのお話です。

労災保険においては、その認定のために各種の認定基準が定められていますが、特に「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」や「心理的負荷による精神障害の認定基準」においては、認定基準の中でも労働時間が大きな要素となっています。

今回の例は、被災者A

さんが脳出血で亡くなられたケースで、被災者の妻が請求人でした。被災者の妻の主張では、「夫はとても仕事が忙しく、毎日朝早くに出て行き、帰りはいつも遅く、休日も時々仕事に出かけていました」とのことでした。

当方で被災者の妻に事情を確認したところ、「うちの夫は、毎朝私が起きる前に会社に行き、私が寝てから帰ってききました」「私はいつも8時に起きて、11時に寝ていました」「お酒を飲んでいいたかとか、夫が帰ってきた時の様子は寝ていましたから知りません」「休日に出かけるときは、いつもよりラフな格好でしたが、会社に行くと言っていました」「健康診断はやっていたと思います」「結果について見せてもらったことはなく、聞いたこともありませんでした」等々述べていました。

会社に勤務状況を確認したところ、Aさんは営

業職で営業手当が月に3万円支給されており、タイムカード等は無く、日報等の業務内容を管理するものもないため、全く時間管理がされていない状態でした。

会社関係者は、「営業先への直行や直帰も多く、労働時間も本人に任せている」「営業職は、日中に空き時間も多く、実労働時間は把握できないが、成績さえあげてくれれば、何も言わない」「Aはお酒が好きで、いつも飲んでから帰っていた」「休日は会社には誰も来ていないはずだ」「Aは健康診断で血圧の指摘があったのですが、再検査や医療機関への受診等の確認はしておりません」「本人の机を整理したところ、過去数年間の健康診断結果が入っていました」等々でした。

みなさん、どう思われますか？ 想像は際限なく働きますが、時間外労働時間数などの事実を認

定する根拠は無いため、このような状況の中で恒常的な長時間労働があつたかどうかは全く不明で、Aさんの死亡が業務によるものかどうかの判断するのは極めて困難と言わざるを得ませんでした。

を指導しているところですが、従業員の過重労働の防止などの観点から労働時間の把握や健康診断結果を管理することは当然のこと、その後の相談、指導などの措置までが求められていますので、各会社の人事・労務担当の方々は自社の管理体制の点検とさらなる改善をお願いいたします。

産後保健セミナー—2015年11月

平成27年11月20日（金） 13:30~16:10  
名古屋市中区役所ホール

主催 愛知労働局、愛知県、名古屋市ほか  
参加費 無料（申込受付印のある参加券の提出が必要）  
定員 300名（定員になり次第締め切ります）

内容 全国THP推進協議会表彰伝達  
講演 「ストレスチェックとメンタルヘルス」  
ストレスチェック制度の運用によるメンタルヘルスの取り組みについて  
「法令に基づくストレスチェック制度について」  
制度導入の法令に基づく留意事項の説明

..... お申し込み・お問い合わせ先 .....

（公社）愛知労働基準協会（☎052-221-1439）

詳しくは、愛知労働局または（公社）愛知労働基準協会のホームページをご覧ください。